

## 定期報告書（抜粋版）に係る訂正書

デジタルプラットフォーム取引透明化法に基づく弊社の定期報告書の抜粋版（以下単に「報告書抜粋」と言います）につきまして、記載事項の修正が生じました。大変申し訳ございません。

以下の通り、修正致したく、ここに上申いたします。

変更前	変更後
報告書抜粋 3（2）①ア（エ）aの項 アカウント停止措置（退店措置）を行う場合は、 <u>必ず</u> 60日前に通知することとしているため、退店措置に対する異議申立の機会は確保されているといえます。	アカウント停止措置（退店措置）を行う場合は、 <u>原則として、60日前に通知することとしているため、退店措置に対する異議申立の機会は確保されているといえます。</u> <u>なお、出店者様の不利益性などを考慮し、60日を下回る場合（例えば、休眠店舗に対しては50日前に通知）も</u> <u>ございます。</u>